

相談支援従事者現任研修 受講期限早見表【令和6年度版】

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、資格失効となり相談支援専門員として従事できません。相談支援専門員として従事するためには、改めて相談支援従事者初任者研修を修了してください。

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。 ※黄色…令和6年度が受講期限

※ピンク…令和7年度が受講期限

	初任者研修修了年度	現任研修1回目（この間で1回以上修了）	現任研修2回目（この間で1回以上修了）	現任研修3回目（この間で1回以上修了）	現任研修4回目（この間で1回以上修了）
旧カリキュラム	平成18年度	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
	平成19年度	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
	平成20年度	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和1年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
	平成21年度	平成22年度～平成26年度	平成27年度～令和1年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
	平成22年度	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
	平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
	平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
	平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和1年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
	平成26年度	平成27年度～令和1年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
	平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
	平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
	平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
	平成30年度	令和1年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
	令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
	新カリキュラム	令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
令和3年度		令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度		令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度		令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度

※現任研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件	① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある ② 現に相談支援業務に従事している （ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要があります。）
------	--

（経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時に限り要件を問わない。）